

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見について、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成 25 年 7 月 26 日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

1 大規模小売店舗の名称および所在地

琵琶湖クルージングモール“ピエリ守山” 守山市今浜町 2620 - 5

2 意見の概要

守山市からの意見

- ア 守山市の生活環境を保全する条例に基づく特定工場の届出者について平成24年 1月27日以降に変更が生じた場合は承継届を提出すること。
- イ 変更後も引き続き、守山市の生活環境を保全する条例をはじめとする環境関係法令を遵守し、周辺地域の良好な生活環境の保持に努めること。
- ウ 駐車場跡地を別用途（店舗用地等）として利用する場合は、上下水道の計画使用量および下水道計画排水量等に対して守山市と協議すること。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 - 1
守山市都市活性化局商工観光課 守山市吉身二丁目 5 番 22 号
大津市産業観光部産業政策課 大津市御陵町 3 - 1

(2) 縦覧期間 平成 25 年 7 月 26 日から平成 25 年 8 月 26 日まで